

有限会社 ワイ・エス・ケイ 行動計画（第3回目）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日 ～ 令和6年9月30日までの 3年間

2. 内容

目標1 : 令和6年9月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり
平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和3年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年12月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年3月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる
取得促進のための取り組み開始

目標2 : 令和6年9月までに、小学生までの子の世話の必要が生じたその日を
時間差で出退勤できるように制度化する。

<対策>

- 令和3年11月～ 現状を把握(当該事情での遅刻、早退の時間)
- 令和4年1月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年4月～ 新制度の実施